

## 今後の課題

- ・ 柔道整復師制度改正  
柔道整復師療養費（協定）・（契約）の見直し  
業務内容の確立（傷病名問題と適正用語の確立）
- ・ 介護保険制度への参入
- ・ 法律改正（レントゲン問題 柔道整復師法17条の改正）

## 課題を解決するため

### ・ 国会議員との協議会の設立

国会議員と協議の場は現在ありません。民主党の中に統合医療を普及促進する会の中に柔道整復師の小委員会がありますが、小委員会側から一方的に参加要請があった形での議員との意見交換の場となっています。これを改善するため国会議員の議員連盟を設立させ議連との協議の場を設立します。

### ・ 国会議員による柔道整復師に関する勉強会の設立

議連に先立ち国会議員が自ら納得のいくまで勉強会出来る場を設けて、衆議院あるいは参議院の法制局（法律を作る事務局）の意見を聞きながら、今後の法律改正案並びに制度改正に備えます。

### ・ 連合会による内部の研究機関の設立

連合会内部においても法改正や制度改正に向けた理論武装を徹底的に行うため、理事による専門の委員会を設けて調査研究を行います。

### ・ 各級議員への啓蒙活動

国会議員を支える立場にある県議会議員、市議会議員への啓蒙活動を議連に参加する議員の地元に対して行います。また政党の県連や後援会などへの働きかけも重要です。

### ・ 行政機関への要望活動

行政機関への要望は、議連で場を設けて議員の意見も取り入れながら行います。

### ・ 関係学会との連携

関係学会とは親密に連絡をとり研究の助言や理論武装の為の研究を行います。

- ・ **日整との協議調整**

業界の代表である日本柔道整復師会とは定期的にトップ会談を行い、意見の統一をはかるとともに、行政や国会議員に対しても共同で要望活動を行います。

- ・ **マスコミ対策**

マスコミには一方的に業界の事を書かれていますが、取材の材料提供や業界の対策や本来の趣旨など、こちらから率先してプレスリリースを行い、間違った報道がなされないよう正確な情報提供をします。